

行政手続法適用除外にかかる医師の指定

発出年月日：平成20年03月28日

文書番号：公安委員会告示33・35

公表範囲：概要

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2に規定する診断を行うための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された沖縄県内在住の医師を指定したものの。